

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前 10 時 00 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 9 番 金城好春議員、10 番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第 2．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第 2．議長諸般の報告を行います。町長からの追加議案として 1 件、議案第 49 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 4 号）が提出されております。議員からは、議員提出案件として、意見書第 6 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜間交替制労働の改善を求める意見書、意見書第 7 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書、意見書第 8 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書、意見書第 9 号 介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書、4 件の意見書が提出されており、お手元に配付してございます。

次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

次に、決議第 6 号 閉会中の議員派遣についても、それぞれ後刻、別紙議事日程のとおり議題といたします。

次に、陳情第 24 号については配付のみとしましたのでご一読ください。以上をもって諸般の報告といたします。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

日程第 3．議案第 34 号 南風原町森林環境譲与税基金条例

○議長 知念富信君 日程第 3．議案第 34 号 南風原町森林環境譲与税基金条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第 34 号 南風原町森林環境譲与税基金条例について。審査の経過 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、

提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、9月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め、審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。本町における森林の整備及びその促進を図ることを目的に、国から交付される森林環境譲与税を財源とする基金を創設するための条例です。議員からは、この基金の使途について質問がありました。木材を使用するもの等に充てていくことになるが、担当課と連携しながら財源の範囲内での運用を考えているとの報告を受けました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月17日に採決を行い、審査を終結しました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第34号 南風原町森林環境譲与税基金条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第4．議案第39号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第4．議案第39号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは議案第39号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について、審査の経過を報告いたします。本案は、9月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、9月17日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め、審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。子ども・子育て支援法が一部改正されることに伴い、町立幼稚園の保育料が無償化となるのが主な改正内容です。南風原町立の幼稚園に通う子供たちが、全て保育料がゼロになることを改めて確認いたしました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月17日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 39 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 39 号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 5．議案第 40 号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 5．議案第 40 号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは議案第 40 号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例について、審査の経過を報告いたします。本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、9 月 17 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め、審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。保育の必要性の認定事由に該当する子供、新 2 号認定を受けた子供は、預かり保育が無償化されることが今回の改正の主な内容です。南風原町の預かり保育料は国の定めた無償化の上限の範囲内なので、対象の子供は無償ということを確認いたしました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9 月 17 日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 40 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 40 号 南風原町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 6. 議案第 35 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 6. 議案第 35 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第 35 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9月17日に民生部こども課長、担当職員の出席を求め、説明を受け審査を行い、9月19日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 35 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 35 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 7. 議案第 36 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 7. 議案第 36 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 36 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9 月 17 日に民生部こども課長、担当職員の出席を求め、説明を受け審査を行い、9 月 19 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 36 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 36 号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 8. 議案第 37 号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例

○議長 知念富信君 日程第 8. 議案第 37 号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 37 号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9 月 17 日に民生部こども課長、担当職員の出席を求め、説明を受け審査を行い、9 月 19 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、

討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 37 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 37 号 南風原町保育所における保育等に関する条例を廃止する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 9．議案第 38 号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例

○議長 知念富信君 日程第 9．議案第 38 号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 38 号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9 月 17 日に民生部こども課長、担当職員の出席を求め、説明を受け審査を行い、9 月 19 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 38 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 38 号 南風原町保育の利用等に関する条例を廃止する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求

めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 10. 議案第 41 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 10. 議案第 41 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 41 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 本案は、9月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9月12日に総務部総務部長、企画財政課長、担当職員の出席を求め、説明を受け審査を行い、9月19日にまとめと採決を行いました。討論はありませんでした。挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 41 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 41 号 南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 11. 議案第 42 号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 11. 議案第 42 号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 42 号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 本案は、9月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9月12日に総務部総務部長、住民環境課長、担当職員の出席を求め、説明を受け審査を行い、9月19日にまとめと採決を行いました。その審査の中で、今回の未使用、旧指定ごみ袋の有効活用に伴う条例改正については、今後の再発防止対策の検討と、在庫管理の徹底及び町民への十分なる説明を行うように留意事項を付して採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時24分）

○議長 知念富信君 再開します。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは留意事項を読み上げます。議案第 42 号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 今回の未使用、旧指定ごみ袋の有効活用に伴う条例改正については、今後は再発防止対策の検討と在庫管理の徹底及び町民への十分なる説明を果たせるよう図られたい。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 慎重な審議で留意事項もつけていただいたと理解をしていますが、本会議でも聞きましたので、再度お伺いしたいと思います。今回のごみ袋の有効活用と私は思いませんので、再販売ですけれども、本会議のときに新しいごみ袋に変える際の周知の方法というのを出示していただきました。今回、再度販売するわけですから、同様以上の周知徹底をしないといけないと思いますが、それに関する費用などについては、委員会の中で審議されたかどうか、教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん お答えいたします。仁士議員のおっしゃる費用については、明確なる質疑はなく、委員会では話し合っておりません。ただ、広報に関してですけれども、どのように広報をしていくかという内容で、広報誌だけではなくて、区長会等でも説明をさせていただくこと、そしてまた要望があれば、自治会等でも説明をさせていただくという広報の内容にとどまっております。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 42 号について討論を行います。討論はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは議案第 42 号に関して、私は反対の立場から討論をさせていただきます。まず2点です。今回のこの条例改正によって、町行政に対する町民の信頼が損

なわれるおそれがあるということ。もう1点は、さらに今回の条例改正によって、必要のない費用や手間がかかるという点です。昨年の条例改正に当たって、今回のような在庫が残るのではないかと、そういったことの懸念は委員会の中でも指摘をされていました。しかしながら、それに対して万全の対策を期して臨むということで、平型から取っ手つきの形に変える条例を改正しました。私は、それに対しても賛成をしていますので、今回の条例改正、1年ちょっとの間でまた新たに改正をするということでは、少し町民の信頼は得られないのではないかと考えます。

2点目の費用の件ですけれども、この在庫のごみ袋を販売することによって、670万円ほどの費用が得られますが、実際には事業者の手数料、また既に支払っているであろう印刷費を差し引きますと、町の手数料収入は約290万円余りになるということで、委員会のほうからも資料を提出していただきました。しかしながら、先ほど質問をしたとおり、再販売をするに当たっては、職員だけではなくて、事業者の方、そして各店舗、またそれを買う町民の皆さんに、丁寧な十分な説明をする必要があります。また、場合によってはチラシをつくらしたり、周知の広告をしないといけないと。そういったことで考えますと、得られる手数料収入以上にも負担がふえる。また手間もかかると考えます。以上の2点の観点から、反対の立場で討論をさせていただきます。ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 玉城 勇議員。

○1番 玉城 勇君 今回の議案提案について、賛成する立場として討論を行いたいと思います。本来、これだけの枚数のごみ袋が余っているということについては、担当者の落ち度であります。これまで3カ月分ぐらいの注文をしていたはずですが、ところが今回は、在庫の確認が十分ではなかったということを知っています。しかしながら、これまでのごみ袋の在庫の数量、あるいは確定、発注までの経過を見ますと、これまで4月から5月、6月、7月、8月の販売実績が57万6,000枚あったと聞いております。そこで、発注するに当たって、38万1,000枚の発注をしております。もちろん、ある程度の在庫を見越しての発注でございます。そこで、昨年の5月から6月、4月分と5月分の売り上げ枚数が30万3,700枚でございます。若干落ちてるように見えますけれども、そういう中で、6月6日の小売店からの在庫の返品が9万8,000枚あったと聞いております。ですから、当初の在庫の確認が不十分だったために約40万枚が在庫されているということでございます。これがわかって初めてこのような提案をされているわけでございますけれども、当初、私たち議会も新しいごみ袋に変えるということに賛成しました。頑張っていたきたいと。本当に便利な袋が出るのであれば、私たちも協力していこうということの賛成でございました。賛成、反対もあつたと思います。しかし、現在において、その袋の使い勝手のよさは実感されていると思います。その中でこの問題が発覚したわけでありましてけれども、これをそのままにいきますと、670万円の、これはそれだけの収入がなくなる。確かに、それを町民に説明をするためにあらゆる手段を使わなければいけない。先ほどおっしゃったように、パンフレットやチラシ、あるいは広報等、幾らかの経費がかかるものと思います。しかしそれはそれとして、

担当のほうから、しっかりとおわびをし、丁寧に説明することによって、この 670 万円の収入を得る方法としては、私は最善の努力をして、なお町民に理解してもらう理由から、この提案については賛成でございます。私たちも賛成した以上、やはり町民に対して、この袋を利用してもらうように、議員としても説明をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 知念富信君 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 42 号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は留意事項を付して可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 12. 議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 3 号)

○議長 知念富信君 日程第 12. 議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 3 号) についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 3 号) 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9 月 12 日に総務部総務課、企画財政課、税務課、住民環境課、9 月 17 日に民生部こども課、保健福祉課、国保年金課、教育部生涯学習文化課、9 月 18 日に教育部教育総務課、学校教育課、経済建設部産業振興課、区画下水道課の審査を行い、9 月 19 日にまとめと採決を行いました。その審査の中で、今回留意事項を付して採決を行いました。留意事項を読み上げます。議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 3 号) 固定資産税に関する「住宅用地特例制度」が適正に適用されていなかった件について、早急な課税誤り件数の把握と還付、返還を行い、町民への十分なる説明を果たせるよう図られたい。との留意事項を付して採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 43

号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 43 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第 3 号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は留意事項を付して可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 13. 議案第 44 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)

○議長 知念富信君 日程第 13. 議案第 44 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 44 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9 月 17 日に民生部国保年金課長、担当職員の出席を求め、説明を受け審査を行い、9 月 19 日にまとめと採決を行いました。審査の中、国民健康保険特別会計の累積赤字の解消について委員から質疑がありました。執行部からは、今回の補正時点での累積赤字は 6 億 5,561 万 4,000 円であり、累積赤字解消に向け中期財政計画を見直し中であるという説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 44 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 44 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 14. 議案第 45 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長 知念富信君 日程第 14. 議案第 45 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 45 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、9 月 17 日に民生部国保年金課長、担当職員の出席を求め、説明を受け審査を行い、9 月 19 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 45 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 45 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 15. 議案第 46 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長 知念富信君 日程第 15. 議案第 46 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第 46 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、9 月 12 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め、審査を行いました。今回の補正の中で、下水道維持管理補修工事がありました。住宅新築のます設置工事と県道工事に伴う下水道施

設のマンホールふたかさ上げ工事が主なものでありました。県道工事の場所は、旧社協からおりてきた十字路付近で、道路に埋設された占用物件は、道路法 65 条により占用者の負担で移設を行うこととなっているとの報告がありました。以上のことが当委員会で審査されました。9月17日に採決を行い、審査を終結しました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 46 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 46 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 16. 議案第 47 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長 知念富信君 日程第 16. 議案第 47 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第 47 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号） 本案は、9月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、9月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め、審査を行いました。今回の補正は、前年度純繰越金が確定したことにより、一般会計へ 525 万 2,000 円を繰り出すことによるものと、職員の育休代替による臨時職員の賃金が主なものであるとの説明がありました。以上のことが当委員会で審査されました。そして、9月17日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 47 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 47 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 17. 議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長 知念富信君 日程第 17. 議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、9 月 12 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め、審査を行いました。今回の補正は、前年度純繰越金が確定したことにより、一般会計へ 32 万 6,000 円を繰り出すことによるものと、農業集落排水資源循環促進事業補助金の 75 万円の増は、最適化整備構想業務委託料の補助率 100%を、当初予算において、誤って 75%で計上したことによるものであると報告を受けました。9 月 17 日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 48 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 48 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決しま

す。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 (午前 10 時 53 分)

再開 (午前 11 時 05 分)

○議長 知念富信君 再開します。

#### 日程第 18. 議案第 49 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 4 号)

○議長 知念富信君 日程第 18. 議案第 49 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 4 号) を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 49 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 4 号) 令和元年度南風原町の一般会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,381 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143 億 1,690 万 4,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正) 第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第 49 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 4 号) について、概要を説明いたします。まず、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ 1,381 万 3,000 円を追加し、補正後の一般会計予算額は 143 億 1,690 万 4,000 円となります。歳入歳出補正の内容については、7 ページ以降の事項別明細で説明いたします。

4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正について説明します。教育債の社会教育施設整備事業債 190 万円の補正は、宮平地内にある町指定文化財フクギ並木の擁壁整備を実施することによるものです。補正後の地方債限度額の合計は 4 億 8,270 万円になります。

次に歳入について説明いたします。7 ページをお願いいたします。15 款 2 項 1 目. 総務費 県補助金 11 節. 784 万円の増は、町指定文化財フクギ並木の擁壁整備を行うための沖縄振興特別推進交付金で補助率は 10 分の 8 です。13 節、381 万円の増は、東部消防組合消防本部庁舎建設に係る磁気探査支援事業補助金で補助率 10 分の 9.5 です。当該事業は、消防庁舎所在地である本町において実施し、一般財源分については構成団体で負担を案分する

ことになります。

8ページをお願いします。18款1項1目．財政調整基金繰入金26万3,000円の増は、今回の補正予算の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰り入れを行うもので、繰り入れ後の基金残高は11億4,723万5,000円となります。

9ページをお願いいたします。21款1項6目．教育債190万円の増は、4ページで説明した文化財保護事業債です。

引き続き、歳出について説明いたします。10ページをお願いいたします。2款1項10目．不発弾処理促進費401万2,000円の増は、歳入7ページで説明した東部消防組合消防本部庁舎建設磁気探査業務委託料の計上です。

11ページをお願いいたします。10款5項3目．文化財保護費980万1,000円の増は、歳入7ページで説明したフクギ並木擁壁整備に係る設計業務委託料及び工事費の計上です。以上が議案第49号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第4号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をしたいと思います。歳入の7ページですけれども、沖縄振興特別推進交付金が財源になっていますが、これは3号の補正予算でも、当初は一括交付金関連は入っていなかったということで、4号で再度一括交付金が入ってきたということで、まだ本町の割り当て分に届く範囲まではできるのかなという考え方なのですが、これまでの一括交付金を財源とする考え方について…、休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時11分）

再開（午前11時11分）

○議長 知念富信君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回のような新たな…、もしこの一括交付金がなければ一般財源でやらないといけない。そういった事業を今回やるということで、非常にいいことだなと思っているわけですが、まだ割り当て分の枠の間は、こういった事業を組み立てられる可能性、その辺があるのかどうか。それについて教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回の同事業については…、済みません、休憩をお願いいたします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時13分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それで、これまでも現在も、他の事業、当初予算で一般財源で活用している事業についても、協議を重ねてある程度見込みが立っていることもありますが、

今後も、一般財源でなければならぬ事業がありましたら、同交付金を活用して事業が実施できないか、検討していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 非常にいいことだと思いますし、有効な高率補助ですから、これから組み立てて、また内示を受けるのも大変な作業だとは思いますが、やはり高率補助を有効活用するためにも、後年度残るものではなくて、単発で今回のような整備をするところとか、ぜひ掘り起こしてできるものを進めていただきたいと思います。そのような考えでよろしいですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々も同じ考えで進めて行きたいと考えています。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 フクギ並木の擁壁の整備ですけれども、今現在、たしかいろいろ土のうを置いてあったような気がするのですが、あれはもう緊急に擁壁の整備を行わないといけないという事業なのでしょうか。要するに、ちょっと危ないという状態なのか。まだ大丈夫というか、そういうものなのか。一括交付金があるうちにやろうということなのか。その辺がよくわからないものですから。緊急性の問題で、その辺はどうなのでしょう。もちろん、そういった文化財を守っていくというのは当然やるべきことですが、緊急性の問題でどうなのだろうというのが1つ。

それからもう一つは東部消防組合ですけれども、予算書には国・県から381万円、それと一般財源20万2,000円があるのですが、この20万2,000円については構成団体に負担を案分するとなっているのですが、これは案分された分なのですか。それともその20万2,000円を案分するのですか。その辺は南風原町の予算に入るわけだから、案分された分が入るのではないかと私は思うのですが、そうするとトータルが違ってくるわけですね。その辺どうでしょうか。以上、お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、フクギ並木の擁壁の整備の部分で、宮平保育所の敷地にもかかっていますので我々のほうで答弁します。擁壁の膨らみがかなり大きくなっていて、緊急性があるということで、今回この一括交付金の活用も見込まれたことから、今回の追加の提案となっております。通学路でもありますし、早急に整備したいということでございます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは磁気探査の件についてお答えいたします。東部消防庁舎にかかる磁気探査ですが、こちらは本町で事業を実施しないといけません。市町村が磁気探査は行わないといけないということから、本町で実施します。総事業費で401万2,000円となりまして、その総事業費の一般財源が20万2,000円となりまして、その20万2,000円を構成町で負担割合に応じて負担を求めていくということになります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 49 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 49 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第 49 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 49 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 19. 認定第 1 号 平成 30 年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第 19. 認定第 1 号 平成 30 年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは認定第 1 号 平成 30 年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9 月 5 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、当委員会では、9 月 10 日、11 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑を行いました。また 13 日に開催した連合審査会において経済教育常任委員会より審査報告を受け、連合審査会終了後に委員会を開き、決算認定について審査を行い、19 日にまとめと採決を行いました。結果として別紙意見を 4 点付してあります。

意見を読み上げた後に、審査の経過報告をいたします。認定第 1 号 別紙意見 1. ちむぐくる館健康増進室の器機について。民生部保健福祉課。歳出、決算書 44 ページ、4 款 1 項 1 目、ちむぐくる館健康増進室の器機修繕、また今後の健康増進室の活用方法のあり方について、町社会福祉協議会と協議を行い、健康増進室の利用促進を図られたい。2. 長寿県復活食の応援事業について。民生部保健福祉課。歳出、決算書 46 ページ、決算調書資料 15 ページ、主要施策の成果に関する報告書 59 ページ、4 款 1 項 6 目、学童期における生活習

慣病予防検診について、教育委員会と連携し学校内で受診できるようにするなど、受診率が向上する方策を図られたい。また、沖縄振興特別推進交付金制度終了後も事業継続できるように検討されたい。3. 幼稚園費預かり保育事業について。教育部学校教育課。歳出、決算書 62 ページ、決算調書資料 39 ページ、主要施策の成果に関する報告書 26 ページ、10 款 4 項 1 目、幼稚園の土曜日の預かり保育事業について、職員の十分な確保が結果的にできず、合同保育を行った経緯があった。今後、教育委員会で預かり保育について、十分に協議を行い、検討し方向性を示すよう努められたい。4. 黄金森公園トレーナー配置事業委託業務について。教育部教育総務課。歳出、決算書 66 ページ、決算調書 5 ページ、主要施策の成果に関する報告書 106 ページ、10 款 6 項 1 目、黄金森公園陸上競技場トレーニングルームの適正利用、適正管理について検討し、町民が安全に使用できる施設運営・管理に努められたい。

次に報告事項を 2 点申し上げます。1 点目に、こども課における審査の経過で、1. こども医療費助成事業について。歳出、決算書 45 ページ、主要施策の成果に関する報告書 73 ページ、4 款 1 項 1 目、小学校の虫歯罹患率について、本町の未処理のある者は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 8.8 ポイント低くなっており、助成事業による効果について説明がありました。2 点目に、学校教育課における審査の経過で、学校校務支援システム運営事業について、歳出、決算書 58 ページ、決算調書資料 4 ページ、10 款 1 項 2 目、学校校務支援システム運営事業は、教職員の負担軽減のためのシステム導入であるが、不十分であるとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で、別紙意見をつけて認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第 1 号平成 30 年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は意見を付して認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 20. 認定第 2 号 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第 20. 認定第 2 号 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第 2 号 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9 月 5 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9 月 11 日に委員会を開き、民生部長、国保年金課長、担当職員の出席を求め質疑を行い、質疑を終えました。19 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第 2 号平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 21. 認定第 3 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第 21. 認定第 3 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第 3 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 本件は、9 月 5 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、9 月 11 日に委員会を開き、民生部長、国保年金課長、担当職員の出席を求め質疑を行い、質疑を終えました。19 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第3号平成30年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第22. 認定第4号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第22. 認定第4号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 認定第4号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け、9月6日に質疑を行った後、本委員会へ付託されたものであります。9月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑を行いました。公営企業会計移行業務委託について、公営企業会計業務は、令和2年4月から実施されることを確認いたしました。9月17日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第4号平成30年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を

求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 23. 認定第 5 号 平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 知念富信君 日程第 23. 認定第 5 号 平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 認定第 5 号 平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け、9月6日に質疑を行った後、本委員会へ付託されたものであります。9月12日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑を行いました。沖縄振興公共投資交付金について、事業完了までは1割分は請求できないため、補正予算で運用として基金から1割繰り入れ、その財源に充てたという報告がありました。委員から、津嘉山北土地区画整備事業の進捗状況についての確認がありました。総事業費に対する進捗率は約79%ということを確認いたしました。9月17日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第 5 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第 5 号 平成 30 年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 24. 認定第 6 号 平成 30 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認

定について

○議長 知念富信君 日程第 24. 認定第 6 号 平成 30 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 認定第 6 号 平成 30 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9 月 4 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け、9 月 6 日に質疑を行った後、本委員会へ付託されました。9 月 12 日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め質疑を行いました。神里地区污水处理施設機器修繕工事(30-1)において修繕の内容を確認いたしました。9 月 17 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、認定第 6 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第 6 号平成 30 年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午前 11 時 37 分)

再開(午前 11 時 48 分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 25. 陳情第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書

○議長 知念富信君 日程第 25. 陳情第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では6月14日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県医療福祉労働組合連合会からの2人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。その後、閉会中の継続審査の手続を申し出て、9月19日に委員会を開き、採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど岡崎 晋議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第26. 意見書第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜間交替制労働の改善を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第26. 意見書第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜間交替制労働の改善を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 それでは読み上げて提出いたします。意見書第6号。令和元年9月27日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 岡崎 晋、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、石垣大志、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城毅。安全・安心の医療・介護の実現と夜間交替制労働の改善を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護の実現と夜間交替制労働の改善を求める意見書 医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事

態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。看護師の夜勤実態調査（2017年日本医労連調査、看護職員10万4,672人分）では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いつながら働いている（日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、3万3,402人分）状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。安全・安心の医療・介護を実現するため、にも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記 1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。①1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年9月27日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第6号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第6号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜間交替制労働の改善を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 (午前 11 時 59 分)

再開 (午前 11 時 59 分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 27. 陳情第 5 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

○議長 知念富信君 日程第 27. 陳情第 5 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第 5 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では6月14日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県医療福祉労働組合連合会からの2人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。その後、閉会中の継続審査の手続を申し出て、9月19日に委員会を開き、採決を行いました。討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど新垣善之議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択

することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩（午後0時02分）

再開（午後0時04分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第28. 意見書第7号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第28. 意見書第7号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。2番 新垣善之議員。

○2番 新垣善之君 それでは読み上げて提出いたします。意見書第7号。令和元年9月27日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 新垣善之、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、岡崎 晋、石垣大志、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城毅。看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着がすすまず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員3万3千人の集計）では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」、36.6%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について要望します。

記 1. 看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年（2019年）9月27日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第7号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第7号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第7号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第7号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第29. 陳情第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

○議長 知念富信君 日程第29. 陳情第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では6月14日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県医療福祉労働組合連合会から2人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。その後、閉会中の継続審査の手続を申し出て、9月19日に委員会を開き、採決を行いました。討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど大城 勝議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第6号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第6号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第30. 意見書第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第30. 意見書第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 それでは読み上げて提出いたします。意見書第8号。令和元年9月27日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 大城 勝、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、岡崎 晋、石垣大志、金城好春、宮城清政、大城毅。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩 (午後0時14分)

再開 (午後0時14分)

○議長 知念富信君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 高齢化がすすむ中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」(2014年)では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約10万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」(44.7%)、「仕事が忙しすぎ

る」(36.9%)、「体力が続かない」(30.1%)となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国に要望します。

記 1. 介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金(「特定最低賃金」)を新設すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年(2019年)9月27日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第8号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第8号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第8号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第31. 陳情第23号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情書

○議長 知念富信君 日程第31. 陳情第23号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を

求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第 23 号 介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情書 本件は、9 月 4 日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では 9 月 19 日に委員会を開き、審査を行い、採決を行いました。討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど石垣大志議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第 23 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第 23 号 介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第 32. 意見書第 9 号 介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第 32. 意見書第 9 号 介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。4 番 石垣大志議員。

○4 番 石垣大志君 それでは読み上げて提出いたします。意見書第 9 号。令和元年 9 月 27 日。南風原町議会議員知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 石垣大志、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、岡崎 晋、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城毅。介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書 現在、政府内で、介護保険制度の「給付と負担」について見直しの検討が進められています。その中には、介護保険利用料の原則 2 割への引き上げ、ケアマネジャーが作成するケアプランの有料化や要介護 1、2 の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業へ移すなど、給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。現状でも、沖縄県における介護保険利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の負担増や利用制限は全国平均の 7 割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。沖縄医療生協等が行った「介護事業所アンケート 2018」では約 8 割の居宅介護支援事業所が「ケアプラン有料化」に反対と回答、その理由は 1 位「利用者負担の増大」2 位「公正中立が保てなくなる」3 位「利用抑制」でありました。また、介護現場では人手不足がますます深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかったり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。介護従事者の給与が全労働者平均給与よりも月 9 万円も低い実態は依然として改善されていません。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての国民の願いです。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ、介護現場そのものが崩壊してしまいます。介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に以下の通り、制度の抜本改善を求めるものです。

記 1. 介護保険利用料原則 2 割負担、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと。  
2. すべての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件の抜本的改善をおこなうこと。  
3. 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善をはかること。  
4. 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。令和元年（2019 年）9 月 27 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 9 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第9号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第9号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第9号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第33. 陳情第10号（平成30年） 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第34. 陳情第3号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第35. 陳情第9号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第36. 陳情第10号 全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引上ることを求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第37. 陳情第11号 公契約条例の制定を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第38. 陳情第14号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第39. 陳情第15号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第40. 陳情第16号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第41. 陳情第20号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

○議長 知念富信君 日程第 33. 陳情第 10 号 (平成 30 年) 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書から日程第 41. 陳情第 20 号 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情までの 9 件を一括議題とします。総務民生常任委員長と経済教育常任委員長からそれぞれ委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 42. 決議第 6 号 閉会中の議員派遣について

○議長 知念富信君 日程第 42. 決議第 6 号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 知念富信君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてを議題とします。お諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和元年第 3 回南風原町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会 (午後 0 時 30 分)